

# 建築基準法第43条第2項第2号の規定による 建築審査会の同意に基づく許可の運用基準

青森県建築審査会

**第1 目的** この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による建築審査会の同意に基づく許可について、その運用を定めることにより、事務の合理化を図ることを目的とする。

**第2 包括同意** 建築物の敷地が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとする。

- 1 その敷地が農道、林道、臨港道路又は河川管理用道路その他これらに類する公共の用に供する道（国、地方公共団体その他これらに類する公的機関が管理する幅員4メートル（青森県建築基準法施行条例（昭和35年青森県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により幅員の条件が附加されている場合は、その幅員。）以上のものに限る。）等に2メートル（条例の規定により道路に接する長さの条件が附加されている場合は、その長さ。以下同じ。）以上接しているとき。
- 2 その敷地と道路（法第42条第1項又は第2項に規定する道路をいう。以下同じ。）との間に、管理者から使用の同意が得られた水路、河川、運河又はその敷地（既に一般の通行の用に供されている等管理者の同意が不要なものを含む。以下「水路等」という。）が存在する場合で、橋等により道路に2メートル以上接しているとき。
- 3 その敷地と道路との間に、道路の拡幅工事のために買収された土地（以下「買収された土地」という。）が存在する場合で、当該土地により道路に2メートル以上接しているとき。
- 4 その敷地と第1号に規定する道との間に第2号に規定する水路等が存在する場合で橋等により当該道に2メートル以上接しているとき。又はその敷地と第1号に規定する道との間に第3号に規定する土地が存在する場合で、当該敷地により当該道に2メートル以上接しているとき。
- 5 その敷地と道路との間に水路等及び買収された土地が存在する場合で、その敷地が橋等により買収された土地に2メートル以上接し、かつ、当該橋等が買収された土地により道路に2メートル以上接しているとき。又は、その敷地と道路との間に買収された土地及び水路等が存在する場合で、買収された土地が橋等により道路に2メートル以上接し、かつ、当該橋等が買収された土地によりその敷地に2メートル以上接しているとき。

**第3 報告** 知事は、第2の規定により建築審査会の同意を得たものとして許可した場合は、直近の建築審査会にその旨を報告するものとする。

附 則

この基準は、平成11年7月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。